

大豆イソフラボンに係る安全性評価について

1. 経緯

厚生労働省では、平成16年に、大豆イソフラボンを関与成分とする特定保健用食品3品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼した。

これを受け食品安全委員会では、平成18年5月11日、特定保健用食品3品目の評価書とともに、「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を取りまとめた。

今回の大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価においては、これまでの長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としているのではなく、大豆イソフラボンのみを通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性が検討されたものである。

2. 食品安全委員会の基本的な考え方の概要

- ① 閉経前・閉経後の女性、及び男性については、日常の食生活において、大豆由来食品から大豆イソフラボンを平均的に摂取している場合は、特定保健用食品により摂取する大豆イソフラボンアグリコンの摂取量が30mg/日の範囲に収まるよう適切にコントロールを行うことができるのであれば、安全性上の問題はないものと考えられる。
- ② 胎児・乳幼児、小児と妊婦については安全性上の量的な目安を科学的に判断することはできず、日常の食生活に上乗せして摂取することは推奨できない。

3. 厚生労働省における対応

食品安全委員会の評価結果を踏まえ、平成18年8月23日付けで、大豆イソフラボンを含む特定保健用食品及び特定保健用食品以外の錠剤、カプセル状等の形状の食品（以下「特定保健用食品等」という。）の取扱いについて、「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品等の取扱いに関する指針」として整理し、自治体あて通知した。指針においては、特定保健用食品等について、一日当たりの摂取目安量については、大豆イソフラボンアグリコンとして30mgを超えないように設定するとともに、大豆イソフラボンアグリコンの含有量及び摂取をする上での注意事項（①妊娠中の方、授乳中の方、乳幼児及び小児は摂取しないこと。②過剰摂取はしないこと。③医療機関にかかっている方は医師に相談すること。）を表示することとした。

また、大豆や大豆食品を摂食することに対する不安等を払拭し、正確な情報提供を行うため、本年2月2日、厚生労働省HPにおいて「大豆及び大豆イソフラボンに関するQ&A」を公表（5月及び8月に更新）しているところである。